

## 介護職員実務者研修等代替職員確保支援事業実施要領

### 1 趣旨

本要領は、栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の介護職員実務者研修等代替職員確保支援事業を実施するにあたり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 目的

現に雇用している介護サービスに従事する職員（以下「現任介護職員」という。）に介護福祉士国家試験の受験要件である介護職員実務者研修をはじめとする各種研修の受講を促進し、多様化・高度化する介護ニーズに対応できる質の高い人材の育成と介護サービス事業所が当該現任介護職員の代替職員を確保する際の費用を助成することにより、介護サービス事業所の人材育成・確保を支援することを目的とする。

### 3 交付対象者

県内の介護サービス事業者（以下「事業者」という。）

### 4 補助対象職員

現任介護職員であって、次項に定める研修の受講対象となる職員とする。なお、当該現任介護職員の雇用形態は、常勤・非常勤の別は問わない。

### 5 補助対象研修

対象となる研修（以下「実務者研修等」という。）

ア 介護職員実務者研修

イ 介護員養成研修

ウ 介護に関する入門的研修

エ 喀痰吸引研修

オ 認知症ケアに携わる介護従事者の研修（認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修）

カ その他県が必要と認める研修

実務者研修等を受講する現任介護職員は、当該実務者研修等が開始された日が属する年度内に当該実務者研修等を修了すること。

### 6 代替職員の確保の要件等

(1) 代替職員は、現任介護職員を実務者研修等に派遣するに当たって当該現任介護職員を代替することを目的に、新規に雇用した者のほか、労働者派遣事業者から新規に派遣された者及び既に雇用している非常勤職員が勤務時間等を増やすことにより代替する者とする。

(2) 代替職員の雇用期間及び雇用形態（パートタイム、契約社員、派遣労働者等）は問わないものとする。

### 7 補助対象の範囲

県は、事業者が雇用する現任介護職員を研修に派遣するため代替職員を確保し、次の各号の要件のすべてを満たして行われるものに対し、予算の範囲内で補助するものとする。

(1) 事業者が代替職員を雇用し、又は労働者派遣事業者から派遣を受ける期間（以下「代替職員の雇用期間」という。）のうち本事業による補助の対象とする期間は、当該期間の中に現任介護職員を派遣する日の全部又は一部が含まれるものでなければならない。

(2) 代替職員の雇用期間は、現任介護職員が研修に参加する延べ日数の4倍を上限とする。

## 8 補助額

補助金の額は、別表の第1欄に定める補助対象経費から寄付金その他収入額を控除した額と、同表の第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額（但し、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

## 9 交付申請

交付要領第3条に定める補助金交付申請書（別記様式第1）に、次に掲げる書類を添付し、研修派遣日の初日の30日前までに提出するものとする。

- (1) 現任介護職員が参加する実務者研修等の種別、名称並びに期間が確認できる書類（研修機関が発行する受講案内の写し等）
- (2) 受講する現任介護職員の出勤状況が確認できる書類（代替配置した月に係る出勤簿、タイムカードの写し等）
- (3) 現任介護職員等に対する当該年度の研修計画等

## 10 交付決定前着手

交付決定前に事業に着手する場合は、指令前着手届（別紙様式A）により届け出るものとする。

## 11 実績報告

交付要領第7条に定める補助金実績報告書（別記様式第3）には、次に掲げる書類を添付し、研修が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

- (1) 現任介護職員に係る実務者研修等修了証明書の写し
- (2) 現任介護職員に係る受講研修のスクーリング日程表（研修機関のカリキュラム表等）
- (3) 現任介護職員の出勤状況が確認できる書類（代替配置した月に係る出勤簿、タイムカードの写し等）
- (4) 代替職員の雇用等が確認できる書類（労働条件通知書、派遣契約書の写し、代替配置した月に係る出勤簿、タイムカードの写し等）
- (5) 代替職員の給与等が支払われたことを確認できる書類（給与明細、派遣料領収書の写し等）

## 12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、平成28年10月18日から施行する。

### 附則

この要領は、平成31年3月29日から施行する。

### 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

別表

<p>補助対象経費</p>	<p>現任介護職員が研修を受講している期間における代替職員確保のために必要な次に掲げる経費          ① 給料（賃金）、通勤手当及び社会保険料          ② 労働者派遣事業者から派遣を受ける代替職員に係る労働者派遣料          但し、既に雇用している非常勤職員が勤務時間等の増により対応する場合は、増加する経費のみとする。</p>
<p>補助基準額</p>	<p>研修を受講する現任介護職員1人当たりにより要する代替職員の日額×代替職員を確保した日数          但し、代替職員の雇用期間は現任介護職員が派遣される研修の日数の4倍までの日数とする。          なお、代替職員の雇用期間1か月当たり200,000円を上限とし、給料（賃金）に係る代替職員1人当たりの時間単価は、介護関連の有資格者は1,500円、無資格者は1,450円を上限とする。</p>
<p>補助率</p>	<p>10 / 10</p>

別紙様式A

第 号  
年 月 日

栃木県知事 様

住 所  
名 称  
代表者名

年度介護職員実務者研修等代替職員確保支援事業費補助金指令前着手届

年度における介護職員実務者研修等代替職員確保支援事業費補助金について、別記条件を了承の上、当方の責任の下、交付決定の通知の前に着手したいので、下記のとおり届け出ます。

記

着手予定年月日	
指令前着手を必要とする理由	

別記条件

- 1 交付決定の通知を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 2 事業の着手から交付決定の通知を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更は行わないこと。